



◆令和6年4月1日以降の就労状況を証明してください。

◆派遣社員の方は、原則として派遣元からの証明が必要です。「③現在の就労先」が派遣先になります。

就 労 (予 定) 証 明 書				令和5年 9月 1日	
		事業所名 <u>◇◇株式会社</u>			
		所在地 <u>港区〇〇 3-2-1</u>			
		電話番号 <u>03-xxxx-xxxx</u>			
		代表者名 <u>新橋 大介</u>			
		取扱者名 <u>人事課長 三田 一子</u>			
次の者は、本事業所に就労(予定)していることを証明します。					
①就 労 者 氏 名	北沢 明子				
②就 労 者 住 所	世田谷区代田〇-〇-〇				
③就 労 先	事業所名	◇◇株式会社 実際の勤務地			
	住所	港区〇〇 3-2-1	TEL	03-xxxx-xxxx	
④仕 事 の 内 容	〇〇の販売、経理事務 (常勤・ 非常勤 ・パート・アルバイト)				
⑤就労(予定)開始年月日	令和4年 7月 16日				
⑥週の就労日数・時間数 (日曜・祝日を除いた数)	1週間のうち、週【3~4】日、週合計【21~28】時間 勤務 (休憩時間を含む、労働契約上の正規の時間)				
⑦1日の就労(予定)時間 (日曜・祝日を除く)	10時00分~17時00分 【月~金のうち3日 曜日】				
	8時00分~18時00分のうち7時間 【月2回土 曜日】 時 分~時 分 【 曜日】				
※不規則の場合/その他備考 []					
⑧最近3か月の就労状況 (有給休暇取得日は含め、 日曜・祝日の勤務日は除く)	【 9 】月の勤務日数 【 14 】日間				
	【 8 】月の勤務日数 【 15 】日間				
	【 7 】月の勤務日数 【 8 】日間				
	※上記の1か月の勤務日数が15日以下(週3日勤務の方は11日以下)の月がある場合や、直近3か月の勤務日数が提出できない場合は、その理由 【 7月:月途中の採用のため。 給与の締め日の関係で9~7月の勤務日数で提出 】				

証明書発行月は
最近3か月に含まない

◆育児休業中／育児短時間勤務利用の場合

- 1、育児休業中の場合、⑧の※欄に「育児休業中のため。〇年〇月〇日復帰予定」等と記入します。
(復帰日未定の場合は、復帰日が決まり次第、就労証明書の再提出が必要です。)
- 2、育児短時間勤務の場合、⑥⑦に正規の就労状況、⑦の※欄に短時間勤務の状況を記入します。
例：4月30日まで育児短時間勤務予定。10~16時勤務(月~金、週合計30時間)

◆よくある質問に対する回答

- 1、証明日現在から就労時間数等の変更予定がある場合は、⑥⑦に変更後の就労状況を記入し、⑦の※欄に、現在の状況と変更年月日を記入します。
例：現在は9~13時勤務(月~水、週合計12時間)だが、令和5年4月1日より変更予定
- 2、就労開始前や開始直後で前月の就労実績がない場合、⑧は空欄で結構です。
- 3、証明書を11月に作成する場合、⑧は10月・9月・8月の実績になります。
ただし、給与の締め日の関係で前月分の実績が出ていない場合は、9月・8月・7月の実績でも可。